# 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

#### 「令和6年11月分」

#### 九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和6年11月7日	有限会社ロジス九州(法人 番号4330002022410) 代表 者松本清子	本社営業所	_輸送施設の使用停止 (20日車)	業法第17条第1項第 2号、道路運送車両 法第40条~43条、第	令和6年7月17日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)整備不良車両等違反(ホイールボルトの 折損等による車輪脱落事故車両)(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法 第40条~第43条、第47条)	2	2
	熊本県荒尾市水野1088番 13	熊本県荒尾市水野1088番 13					
令和6年11月12日	株式会社のぼる産業(法人 番号6340001011881) 代表 者深水真樹	本社営業所	-(70日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第60条第1項	令和6年5月16日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(安全規則第7条第1項~第3項)、(3)点呼の記録事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書に係る(作成)義務違反(安全規則第9条の3第1項~第3項)、(5)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	7	7
	鹿児島県出水市武本5117- 3	鹿児島県出水市武本5117- 3					

# 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

### 「令和6年11月分」

### 九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
							当該(営) 違反点数
令和6年11月25日	中城正二	本店営業所	輸送施設の使用停止 -(40日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第24条の4	令和6年5月17日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)事業の適確な遂行に係る遵守義務違反(社会保険等未加入)(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)		4
	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町					